「第2期大阪府アルコール健康障がい対策推進計画(案)」に対する府民意見等の募集に寄せられたご意見等と大阪府の考え方について

【募集期間】 令和6年1月17日(水曜日)から令和6年2月15日(木曜日)まで

【 募集方法 】 インターネット(電子申請)、郵便、ファクシミリ

【ご意見等の数】 3名から3件(うち公表を望まないもの1件)

寄せられたご意見等とそれに対する大阪府の考え方は以下のとおりです。

※本意見募集と関係のないご意見等については、一部公表を差し控えております。

※ご意見等は、基本的に原文のまま掲載していますが、趣旨を損なわない範囲で加筆修正を行っています。

No.	項目	ご意見等	大阪府の考え方
1	第4章		いて、引き続き、府として取り組んでまいります。
2	第4章 具体的な取組み	①情報発信については、情報の氾濫対策として、信頼のある情報データベースがあると役に立つ ②学校教育においても、「正しい」ことを教えるだけでなく、「問題に気付く」教育もしてほしい ③「不適切な飲酒」も問題飲酒となる入り口で、だれがどうケアできるかの具体的な相談体制の周知が求められる ④飲酒運転も他人事と受け止めないためには、飲食店等の理解と協力が必要であるにもかかわらず罰則が定められていても周知がされていない。自販機でも規制が叫ばれていても実現できず、コンビニでの販売が飲酒を促進している 2.相談支援体制強化について ①保健指導にあたる保健師などの継続的なケアは負担が大きいにもかかわらず、雇用主の理解がないと続けられない ②保健指導に関わる医師や保健師に限らず、一般的に医学部での授業不足からくる知識の欠如と依存症に対する偏見が関係者に根深く存在する	ディクションセンター)の連携充実などに 取り組むとともに、府依存症対策庁内連携 会議等を活用し、庁内関係各部局間の連携 強化を図り、発生・進行・再発の各段階に 応じた防止対策の充実に努めます。